解散公告（第二回）

当法人は、平成二十五年十二月一日存続期間の満了により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年十二月二十日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年十二月二十四日

東京都千代田区九段南一丁目五番一三号
財団法人日本傷痍軍人会
代表清算人　奥野　義章

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十五年十一月十九日社員総会の決議により解散したので、本公告第一回掲載（平成二十五年十二月十九日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年十二月二十四日

静岡市清水区小河内五二九番地
坂本報徳社（社団法人）
代表清算人　松永　勇

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十五年十一月三十日存続期間満了により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（平成二十五年十二月二十日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年十二月二十四日

静岡県榛原郡吉田町片岡七四三番地の一
財団法人養鰻振興基金のぼり会
清算人　田中　康則

解散公告（第二回）

当法人は、存続期間の満了により、平成二十五年十一月二十八日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年十二月二十日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年十二月二十四日

兵庫県尼崎市久々知一丁目四番三八号
財団法人近松記念館
代表清算人　安田　征伍

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十五年十二月一日存続期間の満了により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年十二月二十日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年十二月二十四日

兵庫県姫路市書写一七七二番地の一
財団法人平井育英会
代表清算人　秋田　剛

解散公告（第二回）

当社は、平成二十五年三月五日開催の定例議会の決議により解散したので、当社に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年十二月二十日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年十二月二十四日

鳥取県西伯郡伯耆町吉長三七番地三
伯耆町土地開発公社
代表清算人　住田　圭成

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十五年十一月三十日存続期間の満了により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年十二月十八日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年十二月二十四日

山口県岩国市今津町一丁目二番二三号
財団法人岩国市施設管理公社
代表清算人　中川　嘉之

解散公告（第二回）

当法人は、寄付行為第三十条第一項の規定に基づき平成二十五年十一月三十日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年十二月十九日）の翌日から二箇月以内にお申し出ください。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年十二月二十四日

福岡市城南区長尾四丁目一九番一号
財団法人下長尾自治会館管理組合
代表清算人　副田　英美

解散公告（第二回）

当法人は、存続期間の満了により、平成二十五年十一月三十日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年十二月二十日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年十二月二十四日

福岡県朝倉市甘木一九八番地一
財団法人福井育英会
代表清算人　三浦　良一

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十五年三月三十一日存続期間の満了により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年十二月十九日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年十二月二十四日

宮崎県西臼杵郡高千穂町大字三田井一三番地
財団法人西臼杵郡自治協会
清算人　内倉　信吾

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十五年十一月一日存続期間の満了により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年十一月二十二日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年十二月二十四日

北海道帯広市西八条南三〇丁目五番地二
富士道公認会計士事務所内
財団法人山崎奨学会
代表清算人　髙橋　勝坦

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十五年十一月十二日存続期間の満了により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年十二月二日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年十二月二十四日

札幌市中央区北四条西六丁目一番地
財団法人北海道水産加工振興基金協会
代表清算人　田谷　克弘

解散公告（第三回）

当法人は、寄付行為で定めた存続期間の満了により、平成二十五年十一月一日付をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年十二月三日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年十二月二十四日

北海道北見市北四条東二丁目一一番地
財団法人北見林業会館
代表清算人　佐藤　教誘

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十五年十月三十一日存続期間の満了により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年十二月三日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年十二月二十四日

北海道函館市梁川町二〇番一四号
社団法人函館助産師会
代表清算人　青島　チヨ

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十五年十月五日開催の臨時総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年十一月二十二日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年十二月二十四日

札幌市西区琴似二条五丁目三―五マンションモモ一〇二　特定非営利活動法人札幌障害者活動支援センターライフ内
社団法人市民社会総合研究所
清算人　我妻　武

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十五年十二月一日存続期間の満了により解散したので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（平成二十五年十二月九日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年十二月二十四日

山形市小白川町二丁目三番三一号
財団法人山形県総合社会福祉センター
代表清算人　永澤　孝